

所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 減価償却資産の範囲に、無形固定資産として漁港水面施設運営権を加えることとする。(第6条関係)
- 2 公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置について、適用対象となる公社債等の管理の方法に、一定の社債につき金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関に当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の一定の要件を満たす保管の委託をする方法を加えることとする。(第51条の3関係)
- 3 国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に次の助成金を加えることとする。(第89条関係)
 - (1) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金
 - (2) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金
- 4 資本的支出の取得価額の特例について、漁港水面施設運営権の存続期間の更新に伴い支出する金額が資本的支出として必要経費不算入となる場合には、その漁港水面施設運営権と種類を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとする。こととする。(第127条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)